

令和3年度 第6回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和3年9月17日(金) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 学 校 教 育 課 長 吉 野 厚 之 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第5回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第2号 専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について 日程第4 専決第3号 専決処分した事件(清須市立幼稚園の登園自粛要請期間における給食費の取り扱いを定める告示)の承認について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和3年度 第6回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、後藤委員と高山委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 第5回定例会会議録の承認について

- 齊藤教育長 日程第2、第5回定例会会議録の承認についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。
- 学校教育課長 はい。学校教育課長の吉野でございます。
それでは、お手元の令和3年度第5回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時は令和3年8月5日、木曜日、午前9時30分開会でございます。
出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか7名の教育部職員でございます。
日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。次に、日程第3、議案第8号 清須市市立高等学校授業料等補助金交付要綱の一部を改正する告示案についてと、日程第4、議案第9号、令和2年度分清須市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書(案)について、議決をいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから10ページまでとなりますので、ご確認をお願いします。
- 齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。
これより、採決を行います。第5回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、第5回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。
この定例会閉会后、福田委員と後藤委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第2号 専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について

- 齊藤教育長 日程第3、専決第2号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認についてを議題とします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(スポーツ課長 挙手)
スポーツ課長。
- スポーツ課長 はい。スポーツ課長の浅野でございます。
専決第2号 専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1

項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年9月17日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1枚おめくりいただき専決処分書となります。もう1枚おめくりいただきますと、休館等を行った施設の一覧となります。今回休館等を行った清須市教育委員会所管の施設は、アルコ清洲、カルチバ新川、清須市はるひ美術館、清須市清洲市民センター及び清須市春日公民館、清須市立図書館、清須市屋外社会体育施設、にしびさわやかプラザ、西枇杷島会館、清須市問屋記念館、清須市春日B&G体育館、清須市立学校施設開放などです。

期間につきましては、令和3年8月27日から緊急事態宣言が解除されるまでの期間となっております。

以上です。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第2号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第2号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第4 専決第3号 専決処分した事件(清須市立幼稚園の登園自粛要請期間における給食費の取り扱いを定める告示)の承認について

齊藤教育長

日程第4、専決第3号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の登園自粛要請期間における給食費の取り扱いを定める告示)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

専決第3号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の登園自粛要請期間における給食費の取り扱いを定める告示)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和3年9月17日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1枚おめくりいただきますと専決処分書となります。もう1枚おめくりください。今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために実施する清須市立幼稚園の登園自粛要請期間における給食費の取り扱いとなります。幼稚園におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、2学期開始日の9月1日から登園自粛要請を行ったところですが、園児ごとに登園を自粛する日数が異なることから、登園自粛期間の属する月の給食日の月額について、特例として、1食あたりの単価235円に給食提供日数を乗じ

た日割計算による額とし、その上限を規則で定める月額3,800円とする
ものでございます。以上です。ご承認いただきますよう、よろしくお願い
いたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第3号、専決処分した事件(清須市立
幼稚園の登園自粛要請期間における給食費の取り扱いを定める告示)の承認
については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第3号、専決処分した事件(清須市立幼稚園
の登園自粛要請期間における給食費の取り扱いを定める告示)の承認につい
ては、原案のとおり承認されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和3年度 第6回清須市教育委員会定例会を閉会といたしま
す。

閉会 午前9時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 後藤小百合

署名委員 高山智司